（別添）

初版　平成23年8月
第2版　平成25年11月
第3版　令和7年7月

# 鶏肉の生産衛生管理ハンドブック

## ― 肉用鶏農場・生産者編 ―

## 安全な鶏肉を生産するために
## 農場でできること

（第3版）

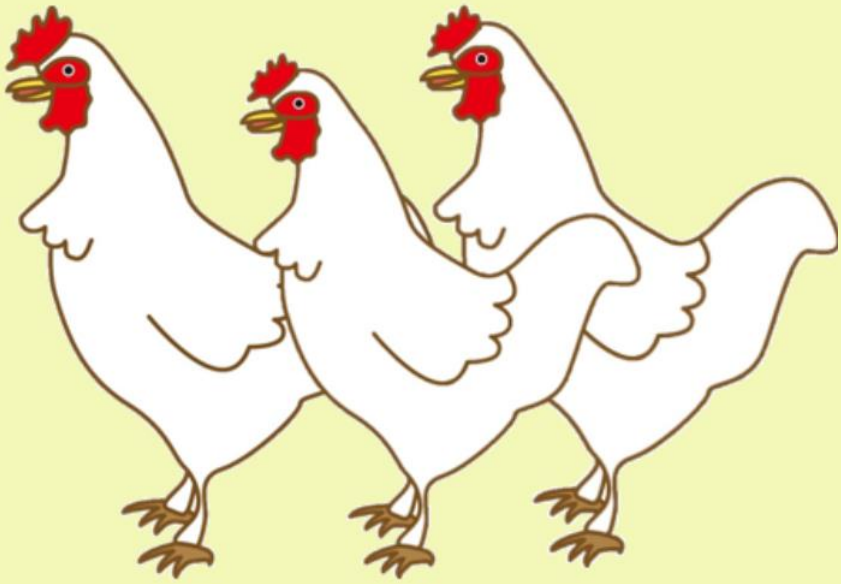

令和7年7月

消費・安全局

農林水産省

# 鶏肉の生産衛生管理ハンドブック

## 目　次

はじめに ･････････････････････････････････････････････2

１．目的 ･････････････････････････････････････････････3

２．衛生管理のポイント ････････････････････････････････････5
（１）　導入するひなの清浄性の確保 ･･･････････････････････････5
（２）　水の清浄性の確保 ････････････････････････････････････7
（３）　飼料の清浄性の確保 ･･････････････････････････････････9
（４）　敷料の安全性の確保 ･･････････････････････････････････10
（５）　鶏舎環境・施設の設備による病原性微生物の侵入・まん延防止 ･11
（６）　作業者による飼養衛生管理の徹底 ････････････････････････12
（７）　媒介昆虫・野生動物の対策 ･･････････････････････････････15
（８）　出荷時の衛生対策 ･･････････････････････････････････････17
（９）　オールアウト後の鶏舎の洗浄・消毒による清浄性の確保 ･･････････19
（10）　堆肥舎の管理 ･･････････････････････････････････････････21
（11）　微生物モニタリング ････････････････････････････････････22

３．衛生管理の取組状況確認シート ･･･････････････････････････････23

# ～　はじめに　～
## 鶏肉の生産に関わる方々へ

食中毒は、健康被害が出るばかりでなく、原因と疑われる食品の消費が大きく減ることにより、食品に関係する産業が経済的に大きなダメージを受ける可能性があります。

食中毒の発生を防ぐためには、生産、加工、流通、消費の各段階で、食中毒を防ぐ適切な取組を行うことが大切です。食鳥の処理・加工や流通・販売段階、家庭での取組に加えて、農場でも日常の飼養衛生管理をしっかり行うことで、農場への食中毒菌の侵入やまん延も防ぐことが可能です。

農林水産省では皆さんがより安全な鶏肉を消費者に提供する取組を支援するため、食中毒を防ぐ、生産から消費までの各段階での対策について調査や研究を行っています。

農林水産省は、平成 23 年に、カンピロバクターやサルモネラなどの食中毒菌の農場への侵入やまん延を防ぐために、効果が期待される対策のポイントとその目的を、「鶏肉の生産衛生管理ハンドブック」として取りまとめました（平成 25 年改訂）。
今般、各対策について、肉用鶏の生産現場で実際に飼養衛生管理を行う上での横断的かつ包括的な視点から、対策を１１項目に分け、整理し直しました。また、各対策について、必ず取り組むべき事項、取り組むことが求められる事項、取り組むことが望ましい事項を明示し、優先的に取り組むべき事項を明確化しました。

対策のほとんどは、病気の発生を防いだり、生産性を高めたりするため、先進的な生産者をはじめとして多くの農場で既に行われているものです。ご自身の農場の状況に合わせて、現在実施されている対策をもう一度確かめる場合や、目的を達成するための具体的な対策を検討する場合に、本ハンドブックをご利用ください。

今後も、新たな情報が得られた場合や、新しい基準の策定等に伴い、必要に応じて順次このハンドブックを更新していきます。

# 1.　目的

本ハンドブックは、カンピロバクターやサルモネラなどの食中毒菌について、次の2つを達成することを目的としています。

①　農場や鶏舎内への侵入を防ぐ

②　鶏舎内での感染の拡大を防ぐ

一度、食中毒菌が農場や鶏舎に侵入すると、鶏への感染や感染の拡大を防ぐことは困難です。そのため、まずは、農場や鶏舎への侵入を防ぐことに重点を置くことが大切です。

気が付かないうちに農場に侵入している場合もあるので、食中毒菌を農場や鶏舎内に「拡げない」、そして自分の農場から外に「持ち出さない」ようにすることも重要です。

食中毒菌は、車両、作業者などの服や靴、愛玩動物、器具や機材、野生動物（ネズミや野鳥など）や昆虫（ハエなど）などに付着してそれらと一緒に農場や鶏舎に持ち込まれます。食中毒菌が侵入する経路は複数あるため、ご自身の農場の状況に合わせて、複数の対策を組み合わせて行いましょう。

また、農場の衛生管理が適切に行えているかどうかを把握する方法として、行っている取組を記録することや、書面で確認することも重要です。また、行っている取組や、検査の結果などを、取引先の人や消費者など、世間に広く知ってもらうために、公表していくことも、取組を継続するモチベーションや、自身の取組の振り返りの機会となります。

食中毒菌が農場に侵入していることが分かった場合でも、徹底した消毒を行い、適切な飼養衛生管理を継続して鶏の健康を保つことで、ひいては農場内での感染拡大を防ぎ、農場から食中毒菌を排除することができます。

ハンドブックで示す各対策については、必ず取り組むべき事項を「◎」、取り組むことが求められる事項を「○」、取り組むことが望ましい事項を「●」として示し、優先的に取り組むべき事項を明確化しました。ご自身の農場の状況に

合わせて、実施されている対策を見直すとともに、取り組み内容をステップアップしていくことにも、是非とも活用いただければと思います。

# 2.　衛生管理のポイント

## （1） 導入するひなの清浄性の確保

✓ ひなを生産する種鶏場の衛生管理状況の確認

◎ 種鶏場に定期的なサルモネラやカンピロバクター検査の実施を求める。

◎ 種鶏場の飼養衛生管理状況や、細菌検査の結果を、定期的に確認する。

◎ 種鶏場での管理において、孵卵後のひなの汚染を減らすため、種卵は集卵後にできる限り早期に洗浄・消毒を行っていることを確認する。

○ 種鶏場における種卵の洗浄・消毒の実施に係る記録を、種鶏場から定期的に取得する。

○ 種鶏場のサルモネラ検査陰性が確認できる書面を取得する。

※検査陰性を証明する書面の有効期限は検査日から最長1年間とする。

● 種卵への消毒液のディッピングが確実に実施されていることを写真等の書面で確認する。

※参考文献
Bactericidal efficacy of food additive-grade calcium hydroxide against *Salmonella* Infantis on eggshells Avian Dis. 62(2):177-183 (Alam et al., 2018)

✓ ひなを生産する孵卵場の衛生管理状況の確認

◎ 孵卵場に定期的なサルモネラやカンピロバクター検査の実施を求める。

◎ 孵卵場全体（選別場所、孵卵器、箱詰め設備等）の清掃状況を含む衛生管理状況や、細菌検査の結果を、定期的に確認する。

◎ 孵卵場において、孵卵後の孵卵器（セッター及びハッチャー）の消毒が確実に実施されていることを写真等の書面で確認する。

○ 孵卵場のサルモネラ検査陰性が確認できる書面を取得する。

※検査陰性を証明する書面の有効期限は検査日から1年間とする

✓ ひなの情報の確認

◎ 導入ひなの基礎となる情報（ふ化日、ワクチン接種歴など）を導入元に確認する。

○ 導入ひなの基礎となる情報（ふ化日、ワクチン接種歴など）を導入元から書面で取得する。

✓ ひなの健康状態の確認

◎ 異常ひなによる病原微生物の侵入を防止するため、到着後に動きや外見のチェック（目、へそ、嘴、足、羽毛、尻汚れの有無など）を行う[1]。

◎ 異常ひなは他の家きんと直接接触させないよう適切に排除する。また、異常ひな及び死亡ひなの羽数や異常部位を記録する。

○ 異常ひなの情報（異常部位、割合）について、種鶏場及び孵卵場に共有し、必要に応じて改善を求める。

● 異常ひなについて、細菌検査やウイルス検査等を実施し、病原性微生物の感染が認められた場合、種鶏場及び孵卵場に結果を伝えて、改善策を講じるよう求める。後日、実施した改善策を確認する。

✓ ひなの輸送車・輸送箱の清浄性の担保

◎ ひなが病原性微生物に汚染することを防ぐため、孵卵場から農場への輸送に使用する輸送車が、使用前に徹底的な洗浄消毒が行われていることについて、孵卵場に確認し、洗浄が不十分な場合は改善を求める。

◎ 孵卵場から農場への輸送にあたり、輸送箱は新品を使用すること、もしくは、十分に洗浄・消毒が行われたことを確認した輸送箱を使用することを、孵卵場に求める。

○ ひなの輸送に使用される車や輸送箱が洗浄消毒されていることを証明する文書を、孵卵場から取得する。

[1] 特定症状を呈していることを発見した場合は、ただちに最寄りの家畜保健衛生所に通報する。

## （2） 水の清浄性の確保

✓ 清浄な水源の確保

◎ 飲用水として水道水を使用する。
水道水以外の水を使用する場合は、 消毒（浄化）装置を備え、塩素等を用いた適切な消毒を行う。

◎ 水道水以外の水を使用する場合は、定期的に一般的な水質検査（色、におい、一般細菌数など）を行い、飲用水として適していることを確認した水を使用する。

○ 水質検査結果や消毒記録を保存する。

✓ 給与水の清浄性の確保

◎ 飲水消毒の効果を評価するため、飲用水の配管末端における遊離残留塩素濃度の管理基準を設定し、定期的な塩素濃度測定により、管理基準の達成状況を確認する。

◎ 雨水や汚水が飲用水に混じらないよう、配水ラインの分離管理を徹底すること。

○ 定期的な遊離残留塩素濃度の測定結果を記録し、保管する。

● 水質検査結果や消毒記録、水質検査結果に応じた改善策を公表し、実行する。

✓ 給水設備の清浄性の確保

・ 貯水槽の管理:

◎ 貯水槽の定期的な清掃を実施する。

◎ 野生動物や昆虫、またそれらの糞便による病原性微生物の侵入を防ぐため、貯水槽の蓋を設置し、日常の点検を行う。

○ 貯水槽の定期的な清掃記録、日常の点検記録を保管する。

・ 給水パイプの管理:

◎ オールアウト期間中に、鶏舎の給水パイプと貯水槽の水を完全に抜き、給水パイプの洗浄、漬け置き消毒を行う。

◎ 生菌剤や栄養剤などを飲水に添加する器機があれば、給水パイプと同様に、洗浄・漬け置き消毒を行う。

○ 給水パイプ内のバイオフィルムを除去するため、適切な消毒薬等（塩素やクエン酸等）を用いて、十分な消毒を行う。

○ 給水パイプの管理に係る点検記録及び点検・消毒結果を保管する。

● 給水パイプの洗浄・消毒後の効果を確認するため、入雛前にパイプ内の拭き取り検査等による細菌モニタリング検査を行う。

・ ドリンカーの管理：

◎ 鶏の糞便が飲用水に混ざることを防ぐため、日々の清掃によりドリンカーの清浄性を確保する。

○ 可能な限り水が溜まりにくい形状のドリンカーを選択する（受け皿のないニップルドリンカーなど）。

## （3） 飼料の清浄性の確保

✓ 飼料の品質の確保

◎ 飼料は定期的にサルモネラ検査が実施されている工場に由来するものを使用し、その検査結果を取得する。

◎ 購入飼料について、受け入れ時及び定期的に目視での品質確認（外観、色、品質、臭い等）を行う。

○ 飼料の製造方法や品質を、定期的に購入元の飼料会社に確認する。また、定期的に飼料の品質保証に係る衛生証明書を取得する。

● 使用する飼料について、定期的な細菌検査を実施する。

✓ 給餌設備の清浄性の確保

・ 飼料タンク/飼料保管庫の管理：

◎ カビや細菌の発生を防止するため、飼料タンク及び飼料保管庫は、飼料が濡れないような構造とする。

◎ 飼料タンク及び飼料保管庫について定期的な清掃を実施する。

◎ 飼料タンクや飼料保管庫への野生動物や昆虫による病原性微生物の持ち込みを防止するため、飼料タンクの蓋や、飼料保管庫の扉がすき間なく閉まるかなど、日常的な点検を行う。

○ 飼料タンクや飼料保管庫の定期的な清掃記録及び、日常の点検記録を保管する。

・ 飼料パイプラインの管理：

◎ オールアウト期間中に、飼料パイプラインを空にする。

● オールアウト期間中に、飼料パイプラインを空にした上で、配管の洗浄及び消毒を行う。

● 飼料パイプラインの洗浄・消毒記録を保管する。

● 飼料パイプラインの洗浄・消毒後の効果を確認するため、パイプ内の拭き取り検査等による細菌モニタリング検査を行う。

・ 給餌皿の管理：

◎ 残飼料にカビの発生等の異常を認めた場合、飼料を取り除いたり、給餌皿の清掃を行うなど、衛生的な管理を行う。

## （4） 敷料の安全性の確保

✓ 敷料の品質の確保

○ 敷料の品質を、定期的に購入元に確認する。

○ 乾燥した敷料を利用する。

✓ 敷料の保管場所の清浄性の確保

◎ 敷料保管場所は、敷料が濡れないような構造とする。

◎ 敷料保管場所の定期的な清掃を行う。

◎ 敷料保管場所への野生動物や昆虫の侵入防止措置を講じるとともに、日常的な点検を行う。

○ 敷料保管場所の定期的な清掃記録及び日常の点検記録を保管する。

✓ 飼養期間中の敷料の清浄性の確保

◎ 飼養期間中、敷料は水こぼれなどにより水分が多く含まれる部分は排除するなど、適切な状態を保つ。

## （5） 鶏舎環境･施設の設備による病原性微生物の侵入･まん延防止

✓ 鶏舎環境・設備の管理

◎ 鶏舎の壁・天井、防鳥ネット等に破損や、隙間などがないか定期的に点検を行い、必要に応じて速やかに補修等を行う。

◎ 鶏舎周辺は定期的に清掃や除草・草刈を行う。

◎ 鶏舎周辺や、鶏舎と更衣場所（衛生管理区域入口の更衣施設）の間など、作業者が移動する部分は定期的に消石灰散布等の消毒を行う。

◎ 飼料置場や鶏舎周辺などに飼料が散らばっていることのないよう、適宜清掃を行う。

◎ 飼料置場や給水設備、鶏舎周辺、鶏舎等施設内は常に整理整頓を行う。

● 鶏舎周辺や、鶏舎と更衣棟間など作業者が移動する部分は、コンクリートや砂利等により舗装を行う。

✓ 農場の環境・設備の管理

◎ 農場周辺は定期的に清掃や除草・草刈を行う。

◎ 衛生管理区域内に愛玩動物を飼育しないこと。また、衛生管理区域内へ愛玩動物を持ち込まない。

○ 農場内は定期的に消石灰散布等の消毒を行う。

## （6） 作業者の飼養衛生管理の徹底

✓ 農場内の衛生に係る施設の整備

- ● 更衣場所にシャワーを設置し、衛生管理区域にはシャワーを浴びてから入場する。
- ● 作業者からの食中毒菌の持込みやまん延を防止するため、農場または衛生管理区域内にトイレを設置し、トイレ使用前後の手指の洗浄・消毒、衣類・専用の靴の履き替え等を徹底する。

✓ 衛生区域に立ち入る際の衛生管理の徹底

- ◎ 衛生管理区域の出入口に動力噴霧機などの車両消毒設備を設置し、衛生管理区域への出入りの際は徹底した車両消毒ならびに車内における交差汚染を防止するための措置を行う。
- ◎ 衛生管理区域に入る際は、専用の作業着への着替え、手指の洗浄・消毒、専用の靴への履き替えを行う。また、衛生管理区域に出入りする際には、手指の洗浄・消毒を行う。
- ◎ 衛生管理区域専用の靴は、消毒槽で漬け置き消毒を行うこと。使用後の靴は、水等で目に見える汚れを落とし、次回使うまで踏込み消毒槽に浸け置く（目安として少なくとも３分間以上）。
- ◎ 衛生管理区域への出入りに関する記録簿（衛生管理区域に立ち入った者の氏名及び住所又は所属、立入り年月日、目的等）を作成し、少なくとも１年間保管する。
- ○ 衛生管理区域に入る際は、清潔な手袋を着用する。

✓ 鶏舎に立ち入る際の衛生管理の徹底

- ◎ 鶏舎に入る際は、鶏舎専用の靴に履き替える。また、鶏舎に出入りする際には、手指の洗浄・消毒を行う。
- ◎ 鶏舎に出入りする際の動線が交差しないよう行う。
- ◎ 鶏舎専用の靴は、消毒槽で漬け置き消毒を行うこと。鶏舎専用の靴の使用後は、水等で目に見える汚れを落とし、次回使うまで踏込み消毒槽に浸け置く（目安として少なくとも３分間以上）。
- ○ 鶏舎に入る際は、鶏舎ごとに専用の作業着への着替えを行う。
- ○ 鶏舎に入る際は、鶏舎ごとに専用の清潔な手袋を着用する。
- ● 鶏舎入口付近に、鶏舎専用作業着への更衣と鶏舎専用の靴への履替えのための鶏舎前室（サービスルーム）を設ける。

✓ 更衣・専用の靴交換場所の清掃、消毒液の定期的な交換、適切な濃度での使用等

◎ 踏込み消毒槽の消毒液が汚れていないか使用するたびに確認し、汚れていれば都度交換を行う。

◎ 専用の靴の履替場所や専用作業着への更衣場所については、定期的な清掃・消毒を実施する。

◎ 手指・靴底・車両消毒等に用いる消毒液は、定期的に交換を行う。

◎ 逆性石けん、ハロゲン塩（塩素系）等、カンピロバクターやサルモネラ等の食中毒菌に有効な消毒薬を使用する。また、有機物存在下や低温環境下において逆性石けんを使用する場合は、粒子径が小さい水酸化カルシウム（平均粒子径が10μm）を添加し、消毒液の効果の維持・増強を行う。

※参考文献
Bactericidal efficacy of a quaternary ammonium compound with food additive grade calcium hydroxide toward *Salmonella* Infantis and *Escherichia coli* on abiotic carriers. The Journal of Veterinary Medical Science 80(10): 1482-1489 (Alam et al., 2018)

◎ 外気温が低い場合は、消毒薬の濃度を濃く調節したり、低温化でも効果が低減しにくい消毒薬を選ぶ。（通常、低温下では消毒薬の効果が低下する）

○ 消毒液の定期的な交換、適切な濃度での使用、車両の消毒などの実施に関する記録簿を作成し、少なくとも１年間保管する。

● 使用前に消毒薬の効果モニタリングを行い、有効性を確認してから、有効な濃度で使用する。

※参考文献
消毒薬の有効性評価方法. 鶏病研究会報 61-1: 1-5（竹原一明, 2025）

✓ 作業手順の明示、作業日誌の作成

◎ 飼養衛生管理に係る作業手順（手指や物品、施設等の消毒方法・手順、防疫のための更衣方法、持ち込む物品の取扱いなど）を文書にして、作業者が常に確認できるような場所に設置する。

○ 衛生管理区域内の作業動線、素雛の受入れ及び出荷時の衛生管理に係る手順、日常の飼養管理に係る手順、オールアウト後の鶏舎の洗浄消毒に係る手順を文書にして、作業者が常に確認できるような場所に設置する。

○ 作業日誌を作成し、記録・保存する。

✓ 作業者の健康状態の把握

○ 作業従事者の発熱や嘔吐、下痢症状が認められる場合は、衛生管理区域内

への立入りを禁ずる。

- ● 作業従事者の健康状態の確認のため、定期的な検便を行う。

✓ 鶏舎専用器具機材の使用もしくは鶏舎に持ち込む器具・機材の徹底した洗浄・消毒の実施

- ◎ 飼養期間中に使用する器具・機材は鶏舎専用のものを事前に用意する。他の施設等で利用した器具・機材を鶏舎に持ち込む場合は、洗浄・消毒を徹底した上で持ち込む。
- ● 器具・機材を鶏舎に持ち込む場合、洗浄・消毒後に拭き取り検査などを実施し、器具・機材の清浄性を確認する。

✓ 鶏群の日齢による飼養管理順の管理

- ○ 飼育日齢ごとに鶏舎を分けて飼養する。
- ○ 鶏舎ごとに担当者を決める。複数の鶏舎を担当する場合には、若い日齢の鶏を先に管理する。さらに鶏舎ごとに設置されている専用の靴への履き替えを徹底する。

## （7） 媒介昆虫･野生動物の対策

✓ 鶏舎内及び鶏舎周辺のねずみの点検、殺鼠剤、トラップの設置

◎ 鶏舎内や鶏舎周辺の殺鼠剤散布、トラップの設置等によりねずみを駆除する。

✓ 鶏舎内及び鶏舎周辺の害虫駆除、殺虫剤散布、トラップの設置

◎ 鶏舎周辺に殺虫剤の散布やトラップ等の設置を行い、害虫を駆除する。また、空舎期間中は鶏舎内に殺虫剤の散布やトラップを設置し、害虫を駆除する。

✓ 農場周辺の草刈、除草剤など環境整備

◎ 農場周辺は定期的に清掃や除草・草刈を行う。

※(5) 鶏舎環境・施設の設備による病原性微生物の侵入・まん延防止の項目と重複

● 監視カメラやトラップにより農場周辺の環境調査を行い、野生動物の傾向を把握したうえで、電気柵やトラップの設置など、侵入防止対策を講じる。

✓ 農場内の整理整頓

◎ 野生動物等の隠れ場所を作らないよう、衛生管理区域内は常に整理整頓を行う。

◎ 鶏舎周辺は定期的に清掃や除草・草刈を行う。

※(5) 鶏舎環境・施設の設備による病原性微生物の侵入・まん延防止の項目と重複

✓ 鶏舎の防鳥ネットの設置、隙間、破損個所の点検・修理

◎ 鶏舎の壁・天井、防鳥ネット等に破損や、隙間などがないか定期的に点検を行い、必要に応じて速やかに補修等を行う。

○ 鶏舎の窓や換気扇等の開口部にフライスクリーン（ハエ用スクリーン）を設置するなど、ハエ対策を講じる。

● 鶏舎の窓や換気扇等の開口部にフィルターを設置する。

✓ 水たまり、飼料こぼれ、堆肥舎などの発生源対策

◎ 飼料置場や鶏舎周辺などに飼料が散らばっていないよう随時清掃を行う。

◎ 堆肥舎は防鳥ネットを設置し、周辺に散らばった鶏糞がないよう随時清掃を行う。

○ 農場内に水たまりを確認した場合は、埋める等の措置を講じて水たまりをなくす。

○ 野鳥のねぐら水が飼養衛生管理区域内に浸入しないような措置を講じる。

○ 農場内におけるハエの幼虫の発生場所を特定し、発生源対策を講じる（脱皮阻害剤を散布する等）。

✓ 死亡鶏の衛生的な管理

◎ 野生動物や昆虫の侵入を防止するため、死亡鶏は速やかに回収し、適切に保管・処理する。

## （8） 出荷時の衛生対策

✓ 出荷前のカンピロバクター保菌状況の確認

◎ 出荷鶏群のカンピロバクターの保菌状況を簡易検査方法などにより検査する。また、出荷前検査の結果を食鳥処理場に情報提供する。

✓ 出荷・捕鳥業者による交差汚染防止対策の徹底

◎ 出荷・捕鳥業者は、衛生管理区域に出入りする際、専用の作業着への更衣、専用の靴の履き替えを必ず行う。また、徹底した手指及び専用靴の消毒を行う。

◎ 出荷・捕鳥業者は、鶏舎に出入りする際、鶏舎ごとに手指の洗浄・消毒を行い、専用の靴に履き替える。また、踏込み消毒槽での靴底消毒を徹底する。

◎ 出荷に使用する輸送車については、衛生管理区域への出入りの際に徹底した車両消毒が行われていることを確認する。また、車内についても徹底した清掃・消毒が行われていることを確認する。

✓ 出荷に使用する器具・機材の徹底した消毒

◎ 捕鳥作業に使用する器具・機材（輸送かごを含む）は、農場に持込む前に徹底した洗浄・消毒を行う。
また、捕鳥作業前に、洗浄・消毒の状況を目視で確認する。

○ 捕鳥作業に使用する器具・機材について、徹底した洗浄・消毒が行われていることについて、捕鳥業者の発行する書面等で確認する。

✓ 出荷・捕鳥業者の動線管理の徹底

◎ 出荷・捕鳥業者は、作業鶏舎から農場内への病原性微生物の拡散を防止するため、交差汚染防止のための動線管理を徹底する。

◎ やむを得ず、同一農場で同一日に出荷と入雛を行う場合、出荷と導入の時間をずらすよう計画する。交差汚染防止のため出荷と導入の動線管理を徹底する。

✓ 部分出荷の制限

◎ カンピロバクターの持ち込みを防ぐため、部分出荷（鶏舎内の鶏を複数に分けて出荷すること）は実施しない。
やむを得ず、部分出荷を行う必要がある場合は、その頻度を最小限とし、部分出荷による交差汚染防止対策を徹底して実施する。

○ 部分出荷時、作業者による鶏舎内への食中毒菌の持ち込みを防ぐため、鶏舎内に入る人数を最小限とする。

○ 鶏舎の搬出箇所に石灰等を散布し、交差汚染対策を徹底する。

✓ 食鳥処理の12時間前からの餌切りの実施

◎ 食鳥処理時の糞便による鶏肉汚染を低減するため、原則として食鳥処理の12 時間前から餌の給与を中止する（餌切り）。ただし、輸送等の食鳥処理までの時間も考慮し、過度に長時間の絶食は行わないよう注意する。

✓ 出荷・捕鳥業者の定期的な教育

○ 出荷・捕鳥業者に対して衛生管理に関する定期的な教育を行うよう求める。

✓ 農場単位のオールアウト

○ 鶏舎単位ではなく農場単位でのオールアウトを行う。

## （9） オールアウト後の鶏舎の洗浄・消毒による清浄性の確保

✓ 出荷後の鶏舎設備の洗浄消毒等の徹底

◎ 有機物の残留による病原性微生物の増殖を防ぐため、鶏舎の給水パイプと貯水槽の水を完全に抜き、給水パイプの洗浄、漬け置き消毒を行う。

◎ 生菌剤や栄養剤などを飲水に添加する器機があれば、給水パイプと同様に、洗浄・漬け置き消毒を行う。

○ 給水パイプ内のバイオフィルムを除去するため、適切な消毒薬等（塩素やクエン酸等）を用いて、十分な消毒を行う。

◎ 有機物の残留による病原性微生物の増殖を防ぐため、飼料パイプラインを空にする。

● 有機物の残留による病原性微生物の増殖を防ぐため、飼料パイプラインを空にした上で、配管の洗浄及び消毒を行う。

※ (2) 水の清浄性の確保及び(3) 飼料の清浄性の確保の項目と重複

✓ 出荷後の鶏舎の洗浄の徹底

◎ 病原性微生物を増殖させないよう、オールアウト後は、速やかに除糞作業を行う。

◎ 洗い残しがないよう、洗浄が丁寧に行えない配電盤や換気扇周り等は、洗浄前にホコリ落としを行う。

◎ 有機物が残留しないよう、鶏舎内の壁、天井、床を洗浄する。

鶏舎内設備（換気扇、入気口、ドリンカー、給餌器、チックガード、支柱、ワイヤー等）も洗浄漏れのないよう、十分に洗浄する。

有機物の付着ががんこな場合には、洗剤やブラシを用いて洗浄し、汚れがとれたことを確認する。

◎ 鶏舎の外壁を洗浄する。

◎ 鶏舎専用作業着への更衣、専用の靴への履き替えのための鶏舎前室（サービスルーム）が設置されている場合、それらの部屋についても有機物が残留しないよう、十分な洗浄・消毒を行う。

◎ 汚水が鶏舎に滞留しないよう、排水ラインの汚水・汚物を除去し、洗浄する。

◎ 洗浄後の消毒効果が確保されるよう、水洗後には十分に鶏舎内を乾燥する。鶏舎前室やサービスルームが設置されている場合はそれらの部屋も十分に乾燥する。

✓ 洗浄後の鶏舎の消毒の徹底

◎ 鶏舎に病原性微生物が生残しないよう、高い消毒効果が期待される方法により鶏舎内を消毒する。

◎ 鶏舎内への病原性微生物の侵入を防止するため、外壁、屋根、通路等の鶏舎外部を消毒する。

○ 鶏舎の床面のひび割れについては、セメント等での補修を要しない程度の場合、石灰乳の塗布により隙間を埋める。

✓ 洗浄・消毒後の鶏舎の維持管理

◎ 消毒後の鶏舎が飲用水の微生物管理のためのモニタリング乾燥するよう、十分な空舎期間を設ける。

◎ 消毒後の鶏舎に病原性微生物が侵入しないよう、防鳥ネットを使用する。また、鶏舎の出入り口の開放を最小限にする。

◎ 空舎期間中に、鶏舎の壁・床・天井のひび割れや隙間などがないか点検し、必要に応じてセメント等により速やかに補修する。

## （10） 堆肥舎の管理

✓ 堆肥舎の整備

○ 堆肥舎は耐久性、防水性の高い構造である。

● 鶏舎と同一の衛生管理区域内に堆肥舎がある場合、病原性微生物を含む鶏糞が農場内に飛散しないよう、堆肥舎の位置が鶏舎から離れている。

◎ 野鳥等の野生動物が堆肥舎へ侵入しないよう防鳥ネットその他の設備を設置し、定期的に破損状況を確認し、破損がある場合は破損箇所を修繕する。

✓ 堆肥の発酵状況及び堆肥舎の管理

◎ 堆肥舎から病原性微生物を含む鶏糞や汚水が漏出しないよう、定期的な確認を行う。漏出が確認された場合には、適切に除去、清掃、消毒し、破損等を確認した場合は適切に修繕する。

◎ 堆肥舎の病原性微生物が農場内にまん延しないよう、人や物の動線管理を適切に行う。

○ 堆肥を搬出・運搬する際には、適切な飛散防止措置を講じる。

○ 堆肥中の病原性微生物が死滅するような発酵が行われていることを確認するため、堆肥用温度計を用いて発酵温度を確認する。（55 度以上が3日間以上続いていることを確認する）

堆肥を乾燥する場合は、75℃15 分以上の加熱乾燥処理が行われていることを確認する。

## （11） 微生物モニタリング

✓ 鶏舎の微生物モニタリング

◎ 鶏舎の洗浄と消毒の効果を評価するため、空舎期間中における各鶏舎のカンピロバクター、サルモネラ、一般生菌数を定期的に検査する。

○ 検査結果を踏まえた改善策を検討し、実行する。

○ 検査結果を保存する。

● 検査結果とともに、検査結果を踏まえた改善策を公表する。

✓ 鶏群の微生物モニタリング

◎ 鶏舎内への食中毒菌の侵入の有無を把握するため、飼養鶏群について、飼養期間中に、カンピロバクターやサルモネラの保菌状況を簡易検査方法などにより定期的に検査する。

○ 検査結果を踏まえた改善策を検討し、実行する。

○ 検査結果を保存する。

● 検査結果とともに、検査結果を踏まえた改善策を公表する。

✓ 飲用水の微生物管理のためのモニタリング

◎ 飲水消毒の効果を評価するため、飲用水の配管末端の残留塩素濃度の管理基準を設定し、定期的な塩素濃度測定により、管理基準の達成状況を確認する。

※（2） 水の清浄性確保の項目と重複

○ 検査結果を踏まえた改善策を検討し、実行する。

○ 検査結果を保存する。

● 検査結果とともに、検査結果を踏まえた改善策を公表する。

✓ 飼料の微生物モニタリング

◎ 飼料保存の衛生管理を評価するため、農場内の保管飼料のカンピロバクター、サルモネラ、一般生菌数を定期的に検査する。

○ 検査結果を踏まえた改善策を検討し、実行する。

○ 検査結果を保存する。

● 検査結果とともに、検査結果を踏まえた改善策を公表する。

## ３．衛生管理の取組状況確認シート

| 取組項目 | 優先度 | チェック欄 |
|---|---|---|
| **（１）導入するひなの清浄性の確保** | | |
| **✓ ひなを生産する種鶏場の衛生管理状況の確認** | | |
| ・ 種鶏場に定期的なサルモネラやカンピロバクター検査の実施を求める。 | ◎ | |
| ・ 種鶏場の飼養衛生管理状況や、細菌検査の結果を、定期的に確認する。 | ◎ | |
| ・ 種鶏場での管理において、孵卵後のひなの汚染を減らすため、種卵は集卵 後にできる限り早期に洗浄・消毒を行っていることを確認する。 | ◎ | |
| ・ 種鶏場における種卵の洗浄・消毒の実施に係る記録を、種鶏場から定期的に取得する。 | ○ | |
| ・ 種鶏場のサルモネラ検査陰性が確認できる書面を取得する。<br>※検査陰性を証明する書面の有効期限は検査日から最長１年間とする。 | ○ | |
| ・ 種卵への消毒液のディッピングが確実に実施されていることを写真等の書面で確認する。<br>※参考文献<br>Bactericidal efficacy of food additive–grade calcium hydroxide against *Salmonella* Infantis on eggshells Avian Dis. 62(2):177-183 (Alam et al., 2018) | ● | |
| **✓ ひなを生産する孵卵場の衛生管理状況の確認** | | |
| ・ 孵卵場に定期的なサルモネラやカンピロバクター検査の実施を求める。 | ◎ | |
| ・ 孵卵場全体（選別場所、孵卵器、箱詰め設備等）の清掃状況を含む衛生管理状況や、細菌検査の結果を、定期的に確認する。 | ◎ | |
| ・ 孵卵場において、孵卵後の孵卵器（セッター及びハッチャー）の消毒が確実に実施されていることを写真等の書面で確認する。 | ◎ | |
| ・ 孵卵場のサルモネラ検査陰性が確認できる書面を取得する。<br>※検査陰性を証明する書面の有効期限は検査日から１年間とする | ○ | |
| **✓ ひなの情報の確認** | | |
| ・ 導入ひなの基礎となる情報（ふ化日、ワクチン接種歴など）を導入元に確認する。 | ◎ | |
| ・ 導入ひなの基礎となる情報（ふ化日、ワクチン接種歴など）を導入元から書面で取得する。 | ○ | |
| **✓ ひなの健康状態の確認** | | |
| ・ 異常ひなによる病原微生物の侵入を防止するため、到着後に動きや外見のチェック（目、へそ、嘴、足、羽毛、尻汚れの有無など）を行う 。 | ◎ | |
| ・ 異常ひなは他の家きんと直接接触させないよう適切に排除する。また、異常ひな及び死亡ひなの羽数や異常部位を記録する。 | ◎ | |
| ・ 異常ひなの情報（異常部位、割合）について、種鶏場及び孵卵場に共有し、必要に応じて改善を求める。 | ○ | |
| ・ 異常ひなについて、細菌検査やウイルス検査等を実施し、病原性微生物の感染が認められた場合、種鶏場及び孵卵場に結果を伝えて、改善策を講じるよう求める。後日、実施した改善策を確認する。 | ● | |
| **✓ ひなの輸送車・輸送箱の清浄性の担保** | | |

| 取組項目 | | 優先度 | チェック欄 |
|---|---|---|---|
| | ・ ひなが病原性微生物に汚染することを防ぐため、孵卵場から農場への輸送に使用する輸送車が、使用前に徹底的な洗浄消毒が行われていることについて、孵卵場に確認し、洗浄が不十分な場合は改善を求める。 | ◎ | |
| | ・ 孵卵場から農場への輸送にあたり、輸送箱は新品を使用すること、もしくは、十分に洗浄・消毒が行われたことを確認した輸送箱を使用することを、孵卵場に求める。 | ◎ | |
| | ・ ひなの輸送に使用される車や輸送箱が洗浄消毒されていることを証明する文書を、孵卵場から取得する。 | ○ | |

| 取組項目 | 優先度 | チェック欄 |
|---|---|---|
| **（２）水の清浄性の確保** | | |
| **✓ 清浄な水源の確保** | | |
| ・ 飲用水として水道水を使用する。<br>・ 水道水以外の水を使用する場合は、消毒（浄化）装置を備え、塩素等を用いた適切な消毒を行う。 | ◎ | |
| ・ 水道水以外の水を使用する場合は、定期的に一般的な水質検査（色、におい、一般細菌数など）を行い、飲用水として適していることを確認した水を使用する。 | ◎ | |
| ・ 水質検査結果や消毒記録を保存する。 | ○ | |
| **✓ 給与水の清浄性の確保** | | |
| ・ 飲水消毒の効果を評価するため、飲用水の配管末端における遊離残留塩素濃度の管理基準を設定し、定期的な塩素濃度測定により、管理基準の達成状況を確認する。 | ◎ | |
| ・ 雨水や汚水が飲用水に混じらないよう、配水ラインの分離管理を徹底する。 | ◎ | |
| ・ 定期的な遊離残留塩素濃度の測定結果を記録し、保管する。 | ○ | |
| ・ 水質検査結果や消毒記録、水質検査結果に応じた改善策を公表し、実行する。 | ● | |
| **✓ 給水設備の清浄性の確保** | | |
| **貯水槽の管理** | | |
| ・ 貯水槽の定期的な清掃を実施する。 | ◎ | |
| ・ 野生動物や昆虫、またそれらの糞便による病原性微生物の侵入を防ぐため、貯水槽の蓋を設置し、日常の点検を行う。 | ◎ | |
| ・ 貯水槽の定期的な清掃記録、日常の点検記録を保管する。 | ○ | |
| **給水パイプの管理** | | |
| ・ オールアウト期間中に、鶏舎の給水パイプと貯水槽の水を完全に抜き、給水パイプの洗浄、漬け置き消毒を行う。 | ◎ | |
| ・ 生菌剤や栄養剤などを飲水に添加する器機があれば、給水パイプと同様に、洗浄・漬け置き消毒を行う。 | ◎ | |
| ・ 給水パイプ内のバイオフィルムを除去するため、適切な消毒薬等（塩素やクエン酸等）を用いて、十分な消毒を行う。 | ○ | |
| ・ 給水パイプの管理に係る点検記録及び点検・消毒結果を保管する。 | ○ | |
| ・ 給水パイプの洗浄・消毒後の効果を確認するため、入雛前にパイプ内の拭き取り検査等による細菌モニタリング検査を行う。 | ● | |
| **ドリンカーの管理** | | |
| 鶏の糞便が飲用水に混ざることを防ぐため、日々の清掃によりドリンカーの清浄性を確保する。 | ◎ | |
| 可能な限り水が溜まりにくい形状のドリンカーを選択する（受け皿のないニップルドリンカーなど）。 | ○ | |

| 取組項目 | 優先度 | チェック欄 |
|---|---|---|
| **（3）飼料の清浄性の確保** | | |
| **✓ 飼料の品質の確保** | | |
| ・ 飼料は定期的にサルモネラ検査が実施されている工場に由来するものを使用し、その検査結果を取得する。 | ◎ | |
| ・ 購入飼料について、受け入れ時及び定期的に目視での品質確認（外観、色、品質、臭い等）を行う。 | ◎ | |
| ・ 飼料の製造方法や品質を、定期的に購入元の飼料会社に確認する。また、定期的に飼料の品質保証に係る衛生証明書を取得する。 | ○ | |
| ・ 使用する飼料について、定期的な細菌検査を実施する。 | ● | |
| **✓ 給餌設備の清浄性の確保** | | |
| **飼料タンク/飼料保管庫の管理** | | |
| ・ カビや細菌の発生を防止するため、飼料タンク及び飼料保管庫は、飼料が濡れないような構造とする。 | ◎ | |
| ・ 飼料タンク及び飼料保管庫について定期的な清掃を実施する。 | ◎ | |
| ・ 飼料タンクや飼料保管庫への野生動物や昆虫による病原性微生物の持ち込みを防止するため、飼料タンクの蓋や、飼料保管庫の扉がすき間なく閉まるかなど、日常的な点検を行う。 | ◎ | |
| ・ 飼料タンクや飼料保管庫の定期的な清掃記録及び、日常の点検記録を保管する。 | ○ | |
| **飼料パイプラインの管理** | | |
| ・ オールアウト期間中に、飼料パイプラインを空にする。 | ◎ | |
| ・ オールアウト期間中に、飼料パイプラインを空にした上で、配管の洗浄及び消毒を行う。 | ● | |
| ・ 飼料パイプラインの洗浄・消毒記録を保管する。 | ● | |
| ・ 飼料パイプラインの洗浄・消毒後の効果を確認するため、パイプ内の拭き取り検査等による細菌モニタリング検査を行う。 | ● | |
| **給餌皿の管理** | | |
| ・ 残飼料にカビの発生等の異常を認めた場合、飼料を取り除いたり、給餌皿の清掃を行うなど、衛生的な管理を行う。 | ◎ | |

| 取組項目 | 優先度 | チェック欄 |
|---|---|---|
| （4） 敷料の清浄性の確保 | | |
| ✓ 敷料の品質の確保 | | |
| ・ 敷料の品質を、定期的に購入元に確認する。 | ○ | |
| ・ 乾燥した敷料を利用する。 | ○ | |
| ✓ 敷料の保管場所の清浄性の確保 | | |
| ・ 敷料保管場所は、敷料が濡れないような構造とする。 | ◎ | |
| ・ 敷料保管場所の定期的な清掃を行う。 | ◎ | |
| ・ 敷料保管場所への野生動物や昆虫の侵入・侵入防止措置を講じるとともに、日常的な点検を行う。 | ◎ | |
| ・ 敷料保管場所の定期的な清掃記録及び日常の点検記録を保管する。 | ○ | |
| ✓ 飼養期間中の敷料の清浄性の確保 | | |
| ・ ◎飼養期間中、敷料は水こぼれなどにより水分が多く含まれる部分は排除するなど、適切な状態を保つ。 | ◎ | |

| 取組項目 | 優先度 | チェック欄 |
|---|---|---|
| **（5）　鶏舎環境・施設の設備による病原性微生物の侵入・まん延防止** | | |
| **✓ 鶏舎環境・設備の管理** | | |
| ・ 鶏舎の壁・天井、防鳥ネット等に破損や、隙間などがないか定期的に点検を行い、必要に応じて速やかに補修等を行う。 | ◎ | |
| ・ 鶏舎周辺は定期的に清掃や除草・草刈を行う。 | ◎ | |
| ・ 鶏舎周辺や、鶏舎と更衣場所（衛生管理区域入口の更衣施設）の間など、作業者が移動する部分は定期的に消石灰散布等の消毒を行う。 | ◎ | |
| ・ 飼料置場や鶏舎周辺などに飼料が散らばっていることのないよう、適宜清掃を行う。 | ◎ | |
| ・ 飼料置場や給水設備、鶏舎周辺、鶏舎等施設内は常に整理整頓を行う。 | ◎ | |
| ・ 鶏舎周辺や、鶏舎と更衣棟間など作業者が移動する部分は、コンクリートや砂利等により舗装を行う。 | ● | |
| **✓ 農場の環境・設備の管理** | | |
| ・ 農場周辺は定期的に清掃や除草・草刈を行う。 | ◎ | |
| ・ 衛生管理区域内に愛玩動物を飼育しないこと。また、衛生管理区域内へ愛玩動物を持ち込まない。 | ◎ | |
| ・ 農場内は定期的に消石灰散布等の消毒を行う。 | ○ | |

| 取組項目 | 優先度 | チェック欄 |
|---|---|---|
| （6）　作業者の飼養衛生管理の徹底 | | |
| ✓ 農場内の衛生に係る施設の整備 | | |
| ・ 更衣場所にシャワーを設置し、衛生管理区域にはシャワーを浴びてから入場する。 | ● | |
| ・ 作業者からの食中毒菌の持込みやまん延を防止するため、農場または衛生管理区域内にトイレを設置し、トイレ使用前後の手指の洗浄・消毒、衣類・長靴の履き替え等を徹底する。 | ● | |
| ✓ 衛生管理区域に立ち入る際の衛生管理の徹底 | | |
| ・ 衛生管理区域の出入口に動力噴霧機などの車両消毒設備を設置し、衛生管理区域への出入りの際は徹底した車両消毒ならびに車内における交差汚染を防止するための措置を行う。 | ◎ | |
| ・ 衛生管理区域に入る際は、専用の作業着への着替え、手指の洗浄・消毒、専用の靴への履き替えを行う。また、衛生管理区域に出入りする際には、手指の洗浄・消毒を行う。 | ◎ | |
| ・ 衛生管理区域専用の靴は、消毒槽で漬け置き消毒を行うこと。使用後の靴は、水等で目に見える汚れを落とし、次回使うまで踏込み消毒槽に浸け置く（目安として少なくとも３分間以上）。 | ◎ | |
| ・ 衛生管理区域への出入りに関する記録簿（衛生管理区域に立ち入った者の氏名及び住所又は所属、立入り年月日、目的等）を作成し、少なくとも1年間保管する。 | ◎ | |
| ・ 衛生管理区域に入る際は、清潔な手袋を着用する。 | ○ | |
| ✓ 鶏舎に立ち入る際の衛生管理の徹底 | | |
| ・ 鶏舎に入る際は、鶏舎専用の靴に履き替える。また、鶏舎に出入りする際には、手指の洗浄・消毒を行う。 | ◎ | |
| ・ 鶏舎に出入りする際の動線が交差しないよう行う。 | ◎ | |
| ・ 鶏舎専用の靴は、消毒槽で漬け置き消毒を行うこと。鶏舎専用の靴の使用後は、水等で目に見える汚れを落とし、次回使うまで踏込み消毒槽に浸け置く（目安として少なくとも３分間以上）。 | ◎ | |
| ・ 鶏舎に入る際は、鶏舎ごとに専用の作業着への着替えを行う。 | ○ | |
| ・ 鶏舎に入る際は、鶏舎ごとに専用の清潔な手袋を着用する。 | ○ | |
| ・ 鶏舎入口付近に、鶏舎専用作業着への更衣と鶏舎専用の靴への履替えのための鶏舎前室（サービスルーム）を設ける。 | ● | |
| ✓ 更衣・長靴交換場所の清掃、消毒液の定期的な交換、適切な濃度での使用等 | | |
| ・ 踏込み消毒槽の消毒液が汚れていないか使用するたびに確認し、汚れていれば都度交換を行う。 | ◎ | |
| ・ 長靴の履替場所や専用作業着への更衣場所については、定期的な清掃・消毒を実施する。 | ◎ | |
| ・ 手指・靴底・車両消毒等に用いる消毒液は、定期的に交換を行う。 | ◎ | |
| ・ 逆性石けん、ハロゲン塩（塩素系）等、カンピロバクターやサルモネラ等の食中毒菌に有効な消毒薬を使用する。また、有機物存在下や低温環境下において逆性石けんを使用する場合は、粒子径が小さい水酸化カルシウム（平均粒子径が10μm）を添加し、消毒液の効果の維持・増強を行う。 | ◎ | |

| 取組項目 | | 優先度 | チェック欄 |
|---|---|---|---|
| | ・ 外気温が低い場合は、消毒薬の濃度を濃く調節したり、低温化でも効果が低減しにくい消毒薬を選ぶ。（通常、低温下では消毒薬の効果が低下する） | ◎ | |
| | ・ 消毒液の定期的な交換、適切な濃度での使用、車両の消毒などの実施に関する記録簿を作成し、少なくとも1年間保管する。 | ○ | |
| | ・ 使用前に消毒薬の効果モニタリングを行い、有効性を確認してから、有効な濃度で使用する。 | ● | |
| ✓ **作業手順の明示、作業日誌の作成** | | | |
| | ・ 飼養衛生管理に係る作業手順（手指や物品、施設等の消毒方法・手順、防疫のための更衣方法、持ち込む物品の取扱いなど）を文書にして、作業者が常に確認できるような場所に設置する。 | ◎ | |
| | ・ 衛生管理区域内の作業動線、素雛の受入れ及び出荷時の衛生管理に係る手順、日常の飼養管理に係る手順、オールアウト後の鶏舎の洗浄消毒に係る手順を文書にして、作業者が常に確認できるような場所に設置する。 | ○ | |
| | ・ 作業日誌を作成し、記録・保存する。 | ○ | |
| ✓ **作業者の健康状態の把握** | | | |
| | ・ 作業従事者の発熱や嘔吐、下痢症状が認められる場合は、衛生管理区域内への立入りを | ○ | |
| | ・ 作業従事者の健康状態の確認のため、定期的な検便を行う。 | ● | |
| ✓ **鶏舎専用器具機材の使用もしくは鶏舎に持ち込む器具・機材の徹底した洗浄・消毒の実施** | | | |
| | ・ 飼養期間中に使用する器具・機材は鶏舎専用のものを事前に用意する。他の施設等で利用した器具・機材を鶏舎に持ち込む場合は、洗浄・消毒を徹底した上で持ち込む。 | ◎ | |
| | ・ 器具・機材を鶏舎に持ち込む場合、洗浄・消毒後に拭き取り検査などを実施し、器具・機材の清浄性を確認する。 | ● | |
| ✓ **鶏群の日齢による飼養管理順の管理** | | | |
| | ・ 飼育日齢ごとに鶏舎を分けて飼養する。 | ○ | |
| | ・ 鶏舎ごとに担当者を決める。複数の鶏舎を担当する場合には、若い日齢の鶏を先に管理する。さらに鶏舎ごとに設置されている専用の長靴への履き替えを徹底する。 | ○ | |

| 取組項目 | 優先度 | チェック欄 |
|---|---|---|
| （7） 媒介昆虫・野生動物の対策 | | |
| ✓ **鶏舎内及び鶏舎周辺のねずみの点検、殺鼠剤、トラップの設置** | | |
| ・ 鶏舎内や鶏舎周辺の殺鼠剤散布、トラップの設置等によりねずみを駆除する。 | ◎ | |
| ✓ **鶏舎内及び鶏舎周辺の害虫駆除、殺虫剤散布、トラップの設置** | | |
| ・ 鶏舎周辺に殺虫剤の散布やトラップ等の設置を行い、害虫を駆除する。また、空舎期間中は鶏舎内に殺虫剤の散布やトラップを設置し、害虫を駆除する。 | ◎ | |
| ✓ **農場周辺の草刈、除草剤など環境整備** | | |
| ・ 農場周辺は定期的に清掃や除草・草刈を行う。<br>※(5) 鶏舎環境・施設の設備による病原性微生物の侵入・まん延防止の項目と重複 | ◎ | |
| ・ 監視カメラやトラップにより農場周辺の環境調査を行い、野生動物の傾向を把握したうえで、電気柵やトラップの設置など、侵入防止対策を講じる。 | ● | |
| ✓ **農場内の整理整頓** | | |
| ・ 野生動物等の隠れ場所を作らないよう、衛生管理区域内は常に整理整頓を行う。 | ◎ | |
| ・ 鶏舎周辺は定期的に清掃や除草・草刈を行う。<br>※(5) 鶏舎環境・施設の設備による病原性微生物の侵入・まん延防止の項目と重複 | ◎ | |
| ✓ **鶏舎の防鳥ネットの設置、隙間、破損個所の点検・修理** | | |
| ・ 鶏舎の壁・天井、防鳥ネット等に破損や、隙間などがないか定期的に点検を行い、必要に応じて速やかに補修等を行う。 | ◎ | |
| ・ 鶏舎の窓や換気扇等の開口部にフライスクリーン（ハエ用スクリーン）を設置するなど、ハエ対策を講じる。 | ○ | |
| ・ 鶏舎の窓や換気扇等の開口部にフィルターを設置する。 | ● | |
| ✓ **水だまり、エサこぼれ、堆肥舎などの発生源対策** | | |
| ・ 飼料置場や鶏舎周辺などに飼料が散らばっていないよう随時清掃を行う。 | ◎ | |
| ・ 堆肥舎は防鳥ネットを設置し、周辺に散らばった鶏糞がないよう随時清掃を行う。 | ◎ | |
| ・ 農場内に水たまりを確認した場合は、埋める等の措置を講じて水たまりをなくす。 | ○ | |
| ・ 野鳥のねぐら水が飼養衛生管理区域内に浸入しないような措置を講じる。 | ○ | |
| ・ 農場内におけるハエの幼虫の発生場所を特定し、発生源対策を講じる（脱皮阻害剤を散布する等）。 | ○ | |
| ✓ **死亡鶏の衛生的な管理** | | |
| ・ 出荷鶏群のカンピロバクターの保菌状況を簡易検査方法などにより検査する。また、出荷前検査の結果を食鳥処理場に情報提供する。 | ◎ | |

| 取組項目 | 優先度 | チェック欄 |
|---|---|---|
| （8） 出荷時の衛生対策 | | |
| ✓ 出荷前のカンピロバクター保菌状況の確認 | | |
| ・ 出荷鶏群のカンピロバクターの保菌状況を簡易検査方法などにより検査する。また、出荷前検査の結果を食鳥処理場に情報提供する。 | ◎ | |
| ✓ 出荷・捕鳥業者による交差汚染防止対策の徹底 | | |
| ・ 出荷・捕鳥業者は、衛生管理区域に出入りする際、専用の作業着への更衣、専用の靴の履き替えを必ず行う。また、徹底した手指及び長靴の消毒を行う。 | ◎ | |
| ・ 出荷・捕鳥業者は、鶏舎に出入りする際、鶏舎ごとに手指の洗浄・消毒を行い、専用の靴に履き替える。また、踏込み消毒槽での靴底消毒を徹底する。 | ◎ | |
| ・ 出荷に使用する輸送車については、衛生管理区域への出入りの際に徹底した車両消毒が行われていることを確認する。また、車内についても徹底した清掃・消毒が行われていることを確認する。 | ◎ | |
| ✓ 出荷に使用する器具・機材の徹底した消毒 | | |
| ・ 捕鳥作業に使用する器具・機材（輸送かごを含む）は、農場に持込む前に徹底した洗浄・消毒を行う。また、捕鳥作業前に、洗浄・消毒の状況を目視で確認する。 | ◎ | |
| ・ 捕鳥作業に使用する器具・機材について、徹底した洗浄・消毒が行われていることについて、捕鳥業者の発行する書面等で確認する。 | ○ | |
| ✓ 出荷・捕鳥業者の動線管理の徹底 | | |
| ・ 出荷・捕鳥業者は、作業鶏舎から農場内への病原性微生物の拡散を防止するため、交差汚染防止のための動線管理を徹底する。 | ◎ | |
| ・ やむを得ず、同一農場で同一日に出荷と入雛を行う場合、出荷と導入の時間をずらすよう計画する。交差汚染防止のため出荷と導入の動線管理を徹底する。 | ◎ | |
| ✓ 部分出荷の制限 | | |
| ・ カンピロバクターの持ち込みを防ぐため、部分出荷（鶏舎内の鶏を複数に分けて出荷すること）は実施しない。やむを得ず、部分出荷を行う必要がある場合は、その頻度を最小限とし、部分出荷による交差汚染防止対策を徹底して実施する。 | ◎ | |
| ・ 部分出荷時、作業者による鶏舎内への食中毒菌の持ち込みを防ぐため、鶏舎内に入る人数を最小限とする。 | ○ | |
| ・ 鶏舎の搬出箇所に石灰等を散布し、交差汚染対策を徹底する。 | ○ | |
| ✓ 食鳥処理の12時間前からの餌切りの実施 | | |
| ・ 食鳥処理時の糞便による鶏肉汚染を低減するため、原則として食鳥処理の12時間前から餌の給与を中止する（餌切り）。ただし、輸送等にかかる食鳥処理場までの時間も考慮し、過度に長時間の絶食は行わないよう注意する。 | ◎ | |
| ✓ 出荷・捕鳥業者の定期的な教育 | | |
| ・ 出荷・捕鳥業者に対して衛生管理に関する定期的な教育を行うよう求める。 | ○ | |
| ✓ 農場単位のオールアウト | | |
| ・ 鶏舎単位ではなく農場単位でのオールアウトを行う。 | ○ | |

| 取組項目 | 優先度 | チェック欄 |
|---|---|---|
| **（9）　オールアウト後の鶏舎の洗浄・消毒による清浄性の確保** | | |
| **✓ 出荷後の鶏舎設備の洗浄消毒の徹底** | | |
| ・ 有機物の残留による病原性微生物の増殖を防ぐため、鶏舎の給水パイプと貯水槽の水を完全に抜き、給水パイプの洗浄、漬け置き消毒を行う。 | ◎ | |
| ・ 生菌剤や栄養剤などを飲水に添加する器機があれば、給水パイプと同様に、洗浄・漬け置き消毒を行う。 | ◎ | |
| ・ 給水パイプ内のバイオフィルムを除去するため、適切な消毒薬等（塩素やクエン酸等）を用いて、十分な消毒を行う。 | ○ | |
| ・ 有機物の残留による病原性微生物の増殖を防ぐため、飼料パイプラインを空にする。 | ◎ | |
| ・ 有機物の残留による病原性微生物の増殖を防ぐため、飼料パイプラインを空にした上で、配管の洗浄及び消毒を行う。 | ● | |
| **✓ 出荷後の鶏舎の洗浄の徹底** | | |
| ・ 病原性微生物を増殖させないよう、オールアウト後は、速やかに除糞作業を行う。 | ◎ | |
| ・ 洗い残しがないよう、洗浄が丁寧に行えない配電盤や換気扇周り等は、洗浄前にホコリ落としを行う。 | ◎ | |
| ・ 有機物が残留しないよう、鶏舎内の壁、天井、床を洗浄する。<br>鶏舎内設備（換気扇、入気口、ドリンカー、給餌器、チックガード、支柱、ワイヤー等）も洗浄漏れのないよう、十分に洗浄する。<br>有機物の付着ががんこな場合には、洗剤やブラシを用いて洗浄し、汚れがとれたことを確認する。 | ◎ | |
| ・ 鶏舎の外壁を洗浄する。 | ◎ | |
| ・ 鶏舎専用作業着への更衣、専用長靴への履き替えのための鶏舎前室（サービスルーム）が設置されている場合、それらの部屋についても有機物が残留しないよう、十分な洗浄・消毒を行う。 | ◎ | |
| ・ 汚水が鶏舎に滞留しないよう、排水ラインの汚水・汚物を除去し、洗浄する。 | ◎ | |
| ・ 洗浄後の消毒効果が確保されるよう、水洗後には十分に鶏舎内を乾燥する。<br>鶏舎前室やサービスルームが設置されている場合はそれらの部屋も十分に乾燥する。 | ◎ | |
| **✓ 洗浄後の鶏舎の消毒の徹底** | | |
| ・ 鶏舎に病原性微生物が生残しないよう、高い消毒効果が期待される方法により鶏舎内を消毒する。 | ◎ | |
| ・ 鶏舎内への病原性微生物の侵入を防止するため、外壁、屋根、通路等の鶏舎外部を消毒する。 | ◎ | |
| ・ 鶏舎の床面のひび割れについては、セメント等での補修を要しない程度の場合、石灰乳の塗布により隙間を埋める。 | ○ | |
| **✓ 洗浄後の鶏舎の維持管理** | | |
| ・ 消毒後の鶏舎が乾燥するよう、十分な空舎期間を設ける。 | ◎ | |
| ・ 消毒後の鶏舎に病原性微生物が侵入しないよう、防鳥ネットを使用する。また、鶏舎の出入り口の開放を最小限にする。 | ◎ | |

| 取組項目 | | 優先度 | チェック欄 |
|---|---|---|---|
| | ・空舎期間中に、鶏舎の壁・床・天井のひび割れや隙間などがないか点検し、必要に応じてセメント等により速やかに補修する。 | ◎ | |

| 取組項目 | 優先度 | チェック欄 |
|---|---|---|
| **（10）　堆肥舎の管理** | | |
| **✓ 堆肥舎の整備** | | |
| ・ 堆肥舎は耐久性、防水性の高い構造である | ○ | |
| ・ 鶏舎と同一の衛生管理区域内に堆肥舎がある場合、病原性微生物を含む鶏糞が農場内に飛散しないよう、堆肥舎の位置が鶏舎から離れている。 | ● | |
| ・ 野鳥等の野生動物が堆肥舎へ侵入しないよう防鳥ネットその他の設備を設置し、定期的に破損状況を確認し、破損がある場合は破損箇所を修繕する。 | ◎ | |
| **✓ 堆肥の発酵状況及び堆肥舎の管理** | | |
| ・ 堆肥舎から病原性微生物を含む鶏糞や汚水が漏出しないよう、定期的な確認を行う。漏出が確認された場合には、適切に除去、清掃、消毒し、破損等を確認した場合は適切に修繕する。 | ◎ | |
| ・ 堆肥舎の病原性微生物が農場内にまん延しないよう、人や物の動線管理を適切に行う。 | ◎ | |
| ・ 堆肥を搬出・運搬する際には、適切な飛散防止措置を講じる。 | ○ | |
| ・ 堆肥中の病原性微生物が死滅するような発酵が行われていることを確認するため、堆肥用温度計を用いて発酵温度を確認する。（55度以上が３日間以上続いていることを確認する）<br>堆肥を乾燥する場合は、75°C15分以上の加熱乾燥処理が行われていることを確認する。 | ○ | |

| 取組項目 | 優先度 | チェック欄 |
|---|---|---|
| **（11）　微生物モニタリング** | | |
| **✓ 鶏舎の微生物モニタリング** | | |
| ・ 鶏舎の洗浄と消毒の効果を評価するため、空舎期間中における各鶏舎のカンピロバクター、サルモネラ、一般生菌数を定期的に検査する。 | ◎ | |
| ・ 検査結果を踏まえた改善策を検討し、実行する。 | ○ | |
| ・ 検査結果を保存する。 | ○ | |
| ・ 検査結果とともに、検査結果を踏まえた改善策を公表する。 | ● | |
| **✓ 鶏群の微生物モニタリング** | | |
| ・ 鶏舎内への食中毒菌の侵入の有無を把握するため、飼養鶏群について、飼養期間中に、カンピロバクターやサルモネラの保菌状況を簡易検査方法などにより定期的に検査する。 | ◎ | |
| ・ 検査結果を踏まえた改善策を検討し、実行する。 | ○ | |
| ・ 検査結果を保存する。 | ○ | |
| ・ 検査結果とともに、検査結果を踏まえた改善策を公表する。 | ● | |
| **✓ 飲用水の微生物管理のためのモニタリング** | | |
| ・ 飲水消毒の効果を評価するため、飲用水の配管末端の残留塩素濃度の管理基準を設定し、定期的な塩素濃度測定により、管理基準の達成状況を確認する。<br>※　(2) 水の清浄性確保の項目と重複 | ◎ | |
| ・ 検査結果を踏まえた改善策を検討し、実行する。 | ○ | |
| ・ 検査結果を保存する。 | ○ | |
| ・ 検査結果とともに、検査結果を踏まえた改善策を公表する。 | ● | |
| **✓ 飼料の微生物モニタリング** | | |
| ・ 飼料保存の衛生管理を評価するため、農場内の保管飼料のカンピロバクター、サルモネラ、一般生菌数を定期的に検査する。 | ◎ | |
| ・ 検査結果を踏まえた改善策を検討し、実行する。 | ○ | |
| ・ 検査結果を保存する。 | ○ | |
| ・ 検査結果とともに、検査結果を踏まえた改善策を公表する。 | ● | |